

債権者から寄せられた問合せとその回答（令和4年4月14日）

令和4年4月19日の財産状況報告集会は、コロナ感染対策として、三密の回避、出席の自粛が必要な状況で、会場の席は間隔を置いて配置され、約90席です。当日、債権者集会場等に来場されても席が確保できない可能性があります。

また、出席者は債権者1名につき1人といたします。同伴者は集会場に入れません。法人の場合も、債権者1社につき1人といたします。

同集会は進行を円滑化し、時間を短縮して行います。

そこで、債権者から寄せられた問合せのうち、令和4年4月19日の財産状況報告集会での報告に関連する主なものとその破産管財人の回答を、以下破産管財人事務所のホームページで開示いたします。財産状況報告集会への来場の自粛等を強くお願い申し上げます。

問合せ〔1〕

破産申立時の(株)総合電商の資産の負債について、資産約6億円、負債15億円と記載されている。令和3年5月31日決算期末の貸借対照表上の純資産は約2億8600万円である。資産約6億円の内訳は何か。

貸借対照表上の商品約7億円はキュービクルか。

回答〔1〕

1 資産約6億円については、破産申立書に添付された財産目録により、次のとおりです。

現金	9,000,000
預金	15,012,364
売掛金91件	11,187,719
出資金	2,335,000
<u>保険積立金</u>	<u>561,734,000</u>
合計	599,269,083

現金は破産申立の予納金です。

預金については銀行借入と一部相殺がなされています。

保険積立金のうち、3億円として計上されている「災害補償重視期間付定期保険」は、災害による死亡の場合に保険金が支給されるもので、中社長の『死亡』による保険金は500万円にとどまります。従って、現段階で回収可能な保険金は2億8000万円程と判断しております。

負債については、破産申立の訂正書で、約18億円とされています。但し、約18億円には、未払賃料は計上されていますが、キュービクル売買代金の名目で投資された金額は入っていません。

- 2 令和3年5月31日決算期の法人税申告書には、商品約7億円が計上され、これについては棚卸資産の内訳書に「明細会社保存」と記載されております。実際にはこの明細は存在しないことが明らかとなっております。当時の顧問税理士によると、同税理士が中社長に対してこの棚卸資産の内訳明細の開示を求めたものの、中社長からは明細の開示もなかったとのこと。

商品約7億円にあたるものは、キュービクルを含めて、破産管財人は認識しておりません。

問合せ〔2〕

㈱総合電商からは、倒産隔離のためのキュービクル管理合同会社があり、㈱総合電商が倒産したときはその合同会社が業務を引き継ぐと聞いている。

設備の大家さん、COP5の契約書には、㈱総合電商が破産したときは、㈱総合電商が契約を引き継ぐ事業者を選定してサービスを継続すると規定されている。

- 1 キュービクル管理合同会社は、どういう会社なのか。事業を引き継いで実行していける会社なのか。
- 2 設備の大家さん、COP5の契約書による、㈱総合電商の事業を引き継ぐのは、この合同会社か。

回答〔2〕

- 1 キュービクル管理合同会社について、破産手続開始決定はありません。(株)総合電商の破産管財人の権限は、同合同会社に及びません。

同合同会社に(株)総合電商は出資しておりません。同社の会社の状況を当破産管財人は把握しておりません。

同合同会社の代表者は中啓人氏です。

- 2 COP5の契約書によるキュービクルについては、合同会社に事業が引き継がれているようです。

問合せ〔3〕

キュービクルの『売買契約書』と『事業用高圧受電設備賃貸借契約書』を締結しており、その賃貸借契約書第6条には、(株)総合電商が破産申し立てをしたときは、(株)総合電商は電気販売先の電気料金振込み口座を賃貸人の名義に変更して、電力会社、電気保安協会の支払いは賃貸人が支払うことが規定されている。

名義変更をしてほしい。

回答〔3〕

この事業用高圧受電設備賃貸借契約書第6条による電気料金の払込み口座の名義変更の請求権は、破産法第2条第5項の破産債権と解され、破産法第100条第1項によりその履行を破産管財人に求めることはできません。

問合せ〔4〕

(株)総合電商の倒産処理に事業譲渡の方法を採用しないのか。

回答〔4〕

(株)総合電商の破産手続開始申立にあたり、事業譲渡を行えることが法律で定められた民事再生手続開始申立を行わなかった理由は、民事再生手続開始申立に必要な1～3か月の手元資金がな

かったことによるものと推測しております。

令和3年12月16日の破産手続開始決定当日、破産管財人代理において「㈱総合電商は投資詐欺」とするインターネットの記事を見つけました。その後も多重譲渡の存在に関する情報が多く寄せられました。

結局は、令和4年3月中旬に㈱総合電商の管理するキュービクル466台中、320台に二重譲渡を含む多重譲渡があることが判明しており、㈱総合電商の事業を譲渡するスキームは採用しないと判断しております。

問合せ〔5〕

㈱総合電商はキュービクルを多重譲渡していたとの事であるがこれについて破産管財人は告訴を行わないのか。

回答〔5〕

刑事手続を検討しております。

もともと、キュービクルの多重譲渡による被害者は、キュービクルの投資家の方々であるものと思われ、真の被害者といえるキュービクルの投資家の方々が、警察に相談され、被害届を出したり、告訴をされたりすることにより、司法当局の動きが活発化するものと思います。

問合せ〔6〕

㈱総合電商からキュービクルを購入した買主だが、キュービクルの引渡を受けていない。自分でキュービクルに自分が所有する旨のラベルを貼りに行ってもよいのか。

回答〔6〕

既に㈱総合電商は破産手続開始決定を受けており、キュービクルを引渡したり、動産譲渡を登記することはできません。

買主の方が、キュービクル使用者に対する買主のためにそのキュービクルを管理・使用することを命じる旨の㈱総合電商名義の文書を作成することは、文書偽造罪・同行使罪となります（刑法第159条、第161条。3か月以上5年以下の懲役）。また、これらを用いてキュービクル

の返還を求め賃料を請求することは、詐欺罪となります（刑法第246条。10年以下の懲役）。

またこれらの行為やキュービクルが自分のものである旨のラベルをキュービクルに貼る行為は、詐欺破産罪にも該当します（破産法第265条第1項。10年以下の懲役又は1000万円以上の罰金）。

各投資者においては法令を遵守し、これ以上の不利益を受けることのないようにご注意いただきたいと考えております。

問合せ〔7〕

インターネットメディアによると、㈱総合電商が保有していた㈱建商の全株式を令和3年11月3日付で㈱総合電商取締役田中智之が取得したとの報道があった。

上記行為は、資金繰りに苦慮していた㈱総合電商の破産を見越し、破産影響から逃れようとした行為とも推察され、行為は否認をすべきである。

回答〔7〕

令和3年11月3日付の、㈱総合電商を売主、田中智之を買主とする株式会社建商の発行済み普通株式総数4000株を代金9544万円、60回分割払いで売却する契約書を、当破産管財人は入手しております。

㈱総合電商が同社取締役に対して、㈱総合電商所有の㈱建商の株式を譲渡するには、㈱総合電商では会社法第356条第1項第2項により株主総会の承認が必要です。この株主総会の決議はなく、㈱建商の株式譲渡は無効です。従って、破産法第160条の否認権を行使する必要もないものです。

株式会社建商の経営状況は㈱総合電商の破産により悪化していると聞いておりましたが、「令和4年3月31日の期日支払を遅延した」とインターネットメディアが報じています。

問合せ〔8〕

キュービクルのリースについてどのような扱いとなるか。

回答〔8〕

- 1 ㈱総合電商の破産によりリース債務は支払いができませんので、リース会社においてリース契約を解除された上で、別除権付債権として破産債権届出書を提出いただくこととなります。
- 2 リース対応物件であるキュービクルについても投資家へ売却されているものがあるようです。
- 3 なお、リース対象物のキュービクルについて、㈱総合電商と事業者との間に電気供給契約が締結されている場合に、事業者が同契約書の㈱総合電商破産の場合の規定に基づいて、キュービクル無償譲渡契約によるキュービクルの所有権を主張する場合があります。

問合せ〔9〕

㈱総合電商が投資家に売却したキュービクルを購入し高圧電力の供給を受けて、事業者に電力を供給しようと計画している者があるが、破産管財人の意見を聞きたい。

回答〔9〕

破産管財人の現在までの調査では、㈱総合電商の管理するキュービクル466台のうち、320台に多重譲渡があるようです。

㈱総合電商とのキュービクルの売買契約を締結した方であったとしても、その方が真のキュービクルの所有者かは分からないと思います。

従って、このようなキュービクルの購入は、ただでさえ㈱総合電商の破産、各地区電力会社への電気供給契約の切り替え、キュービクルの多重譲渡で混乱している法律関係を、さらに複雑化させる観点から好ましいものではないと感じます。

なお、2018年から事業譲渡スキームにより合計200台程のキュービクルが譲渡されており、購入者はその譲受人との間でキュービクルの所有を争う訴訟が提起を受けるリスクを負うことになるかと予想します。

問合せ〔10〕

本破産事件での配当の見込み。

回答〔10〕

現段階で破産財団の形成の見込みは5億円弱と思います。他方で、財団債権の租税は6000万円程、優先債権としての労働債権が2000万円程、財団債権の電力料金を加え1億5000万円程と考えております。これらを差し引くと3億5000万円となります。

キュービクルの賃貸借契約による賃料が財団債権であるとの判決が確定すると、財団債権が破産財団を上回りますので、異時廃止となり、一般破産債権への配当は見込めません。

賃料が財団債権でないと確定した場合、現段階での破産債権届出額は約60億円及び額未定であり、キュービクルの投資総額は約75億円を上回ると見込んでおります。

3億5000万円から破産手続費用を解除し、75億円に配当すると約2%が上限と思います。

但し、本破産事件においては今後どのような事実（多額の他の財団債権の発生など）が判明するか予想できません。よって配当見込は不明との結論です。

以上